

## 6. 公営住宅などを整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業、その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業などに関する事項

### [1] 街なか居住の推進の必要性

人が住んでいるということは街が成り立つ基本的な条件であるため、中心市街地に賑わいを取り戻すためには、まず、そこに住む人を増やさなければならない。そのため、共同住宅の整備、公共公益サービスの充実、住み良い環境づくりといった、魅力ある居住環境の整備により、街なか居住の推進を図ることが必要となる。

このため、中心市街地について、公共公益施設や商業施設などの集積を図り、暮らしやすい生活空間としての整備を進めるとともに、中心市街地における、多様な居住ニーズに対応した住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業などを基本計画に記載し、積極的に推進することが重要である。

本市においては、中心市街地における居住人口が回復傾向にあり、特に土地区画整理事業が順調に進展している東地区では、高層マンションの建設などが進み居住人口が増加している。また、それ以外の中心市街地においても旭・板屋B地区市街地再開発事業（D'S TOWER）の完成により、210戸の住宅が供給されるなど、街なか居住が進んでいる。

こうしたことからも、高齢化社会への対応など多様なライフスタイルに応じた安心・安全な都市生活の実現を目指すため、都心の賑わいを支える居住人口の更なる拡大を図り、街なか居住を推し進めているものである。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他の事項
<b>旭・板屋地区第一種市街地再開発事業</b> 地区面積:約 2.09ha 敷地面積： 約 11,430 m <sup>2</sup> <b>【A 地区】</b> 用途：店舗・業務・駐車場 規模：16F 建 <b>【B 地区】</b> 用途:店舗・ホテル・住宅・駐車場 規模：34F 建 <b>【C 地区】</b> 用途:店舗、ホテル、住宅、駐車場 規模：32F 建 H14～	旭・板屋地区第一種市街地再開発組合(A,B,C地区)	本地区は戦災復興土地区画整理事業により基盤整備されたが、駅周辺の整備状況と比べると、旧態依然としていたことから、市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、JR浜松駅前街区と協調した都心拠点を形成し、『浜松の顔』を創出する。また、新しく生まれ変わった東地区や既存の中心商業地との結節点としての機能を担う地区であることも踏まえ、来街者と都心居住者による新たな都市型文化の創造に向けた都市基盤の整備を行い、中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。	市街地再開発事業 H14～  21世紀都市居住緊急促進事業 H21～H22	再掲 事業及び措置の実施箇所③
<b>浜松東第一 26 街区優良建築物等整備事業</b> 地区面積：約 0.23ha 敷地面積： 約 : 1,427 m <sup>2</sup> 用途:店舗、住宅、駐車場 規模 18F 建 H17～H19	浜松東第一 26 街区優良建築物建設組合	東第一土地区画整理事業による都市基盤整備に併せて土地の高度利用を図る中で、本地区への都市型居住機能を高める先導的役割を担うとともに、商業機能を併設し活力があり快適で安全・利便性の高い拠点整備を図る。	優良建築物等整備事業 H17～H19	再掲 事業及び措置の実施箇所④

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他 の事項
<b>旭・板屋地区第一種市街地再開発事業</b> 地区面積:約 2.09ha 敷地面積： 約 11,430 m <sup>2</sup> <b>【A 地区】</b> 用途：店舗・業務・駐車場 規模：16F 建 <b>【B 地区】</b> 用途:店舗・ホテル・住宅・駐車場 規模：34F 建 <b>【C 地区】</b> 用途:店舗、ホテル、住宅、駐車場 規模：32F 建  H14～	旭・板屋地区第一種市街地再開発組合(A,B,C地区)	本地区は戦災復興土地区画整理事業により基盤整備されたが、駅周辺の整備状況と比べると、旧態依然としていたことから、市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、JR浜松駅前街区と協調した都心拠点を形成し、『浜松の顔』を創出する。また、新しく生まれ変わった東地区や既存の中心商業地との結節点としての機能を担う地区であることも踏まえ、来街者と都心居住者による新たな都市型文化の創造に向けた都市基盤の整備を行い、中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。	先導型再開発緊急促進事業 H15～H18	再掲 事業及び措置の実施箇所③
<b>浜松東第一 26 街区優良建築物等整備事業</b> 地区面積：約 0.23ha 敷地面積： 約 : 1,427 m <sup>2</sup> 用途:店舗 住宅 駐車場 規模 18F 建  H17～H19	浜松東第一 26 街区優良建築物建設組合	東第一土地区画整理事業による都市基盤整備に併せて土地の高度利用を図る中で、本地区への都市型居住機能を高める先導的役割を担うとともに、商業機能を併設し活力があり快適で安全・利便性の高い拠点整備を図る。	先導型緊急促進整備事業 H18～H19	再掲 事業及び措置の実施箇所④

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他 の事項
<b>サザンクロス地区再生事業</b> (357 街区)  地区面積： 約 3,170 m <sup>2</sup> 敷地面積： 約 2,365 m <sup>2</sup> 用途：店舗、住宅、駐車場、社会福祉施設、教育文化施設、公衆トイレ、交番 規模：14F 建  H21～(コア事業については H23 年度までに着手)	(仮) サザンクロス地区 357 街区再生事業組合	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市型住宅・店舗・公益施設を併設した施設建築物を導入し、安全で魅力的な住環境の整備を図る。また、都心の賑わいづくりに貢献していく役割を担う。		再掲 事業及び措置の実施箇所⑯  今後、社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）に掲載予定
<b>サザンクロス地区再生事業</b> (358 街区)  地区面積：約 980 m <sup>2</sup> 敷地面積：約 790 m <sup>2</sup> 用途：店舗、高齢者支援施設（公益施設）、住宅、駐車場 規模：14F 建  H21～(コア事業については H23 年度までに着手)	(仮) サザンクロス地区 358 街区再生事業組合	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市型住宅・店舗・公益施設を併設した施設建築物を導入し、安全で魅力的な住環境の整備を図る。また、都心の賑わいづくりに貢献していく役割を担う。		再掲 事業及び措置の実施箇所⑰  今後、社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）に掲載予定

<p><b>リサイクルステーション</b></p> <p>月1回、地域の集団回収に出す機会の少ない市民を対象として再生可能な資源の回収、再資源化の推進を図る。</p> <p>H18～</p>	<p>浜松市 NPO法人 リサイクル運動市民の会静岡県本部</p>	<p>ゴミ集積所に出されるゴミの量を減らし、地域の環境美化の向上を図るとともに、住民交流の場を提供し、都心住環境の整備に寄与する。</p>		
---	---	---	--	--